

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社  
代表取締役 松田 芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 3年 3月26日

許可の有効年月日 令和 8年 6月30日

複写禁止

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(#1)、廃油(#1)、廃酸(#1)、廃アルカリ(#1)、廃プラスチック類(\*)(#1)、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*)(#1)、鉍さい、ばいじん 以上13種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥(#1)、廃油(#1)、廃酸(#1)、廃アルカリ(#1)、廃プラスチック類(#1)、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(#1) 以上7種類

※1 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地  
埼玉県狭山市広瀬台二丁目16番1、16番18、16番19 以上3筆（面積5,611.92㎡）  
保管施設の概要は2頁から3頁のとおり。

## 3. 許可の条件

(1) 収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 3年 3月11日	指令西環第3-235号	新規許可
平成30年 6月26日	指令産廃第248-1号	変更許可（保管施設の追加及び保管高さの増大）
令和元年 8月23日	指令西環第1-2号	更新許可（優良認定）
令和 3年 3月26日	指令産廃第1307-1号	変更許可（1種類の水銀使用製品産業廃棄物の追加及び保管施設の変更）
令和 3年 4月5日		変更届（保管施設の廃止）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

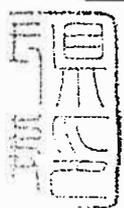
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃酸 以上1種類	24.0 m <sup>2</sup>	3.5 m (屋内)	38.8 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、20Lポリ容器、1050Lケージタンク、0.05m <sup>3</sup> 段ボール箱)
廃酸 以上1種類	—	— (屋外)	20.0 m <sup>3</sup> (20m <sup>3</sup> タンク×1基)
廃アルカリ 以上1種類	24.0 m <sup>2</sup>	3.5 m (屋内)	38.8 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、20Lポリ容器、1050Lケージタンク、0.05m <sup>3</sup> 段ボール箱)
廃アルカリ 以上1種類	—	— (屋外)	40.0 m <sup>3</sup> (10m <sup>3</sup> タンク×2基、20m <sup>3</sup> タンク×1基)
汚泥 以上1種類	24.0 m <sup>2</sup>	3.7 m (屋内)	48.0 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、1m <sup>3</sup> フレコンバック、20Lペール缶、0.05m <sup>3</sup> 段ボール箱)
廃油 以上1種類	45.0 m <sup>2</sup>	2.3 m (屋内)	19.8 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、18L缶、1050Lケージタンク)
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上7種類 (いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。)	24.0 m <sup>2</sup>	3.5 m (屋内)	36.4 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、20Lペール缶、段ボール箱、20Lポリ容器、40Lポリ容器)
汚泥、廃プラスチック類、金属くず 以上3種類	6.0 m <sup>2</sup>	3.5 m (屋内)	10.5 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、1m <sup>3</sup> フレコンバック、20Lペール缶、0.05m <sup>3</sup> 段ボール箱)
廃プラスチック類、金属くず 以上2種類 (いずれも酸、アルカリを含む蓄電池に限る。)	6.0 m <sup>2</sup>	3.5 m (屋内)	10.5 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、1m <sup>3</sup> フレコンバック、20Lペール缶、0.05m <sup>3</sup> 段ボール箱)
廃プラスチック類 以上1種類	48.0 m <sup>2</sup>	3.7 m (屋内)	96.0 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、1m <sup>3</sup> フレコンバック、20Lペール缶、0.05m <sup>3</sup> 段ボール箱)
金属くず 以上1種類	12.0 m <sup>2</sup>	3.5 m (屋内)	21.4 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、1m <sup>3</sup> フレコンバック、20Lペール缶、0.05m <sup>3</sup> 段ボール箱)
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	24.0 m <sup>2</sup>	3.7 m (屋内)	48.0 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、1m <sup>3</sup> フレコンバック、20Lペール缶、0.05m <sup>3</sup> 段ボール箱)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類	24.0 m <sup>2</sup>	4.3 m (屋内)	48.0 m <sup>3</sup> (1m <sup>3</sup> フレコンバック、1m <sup>3</sup> 網コン)
汚泥、廃プラスチック類、金属くず 以上3種類	7.5 m <sup>2</sup>	2.5 m (屋内)	12.9 m <sup>3</sup> (パレットラック)

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
汚泥、廃プラスチック類、金属くず 以上3種類	2.3 m <sup>2</sup>	3.5 m (屋内)	0.9 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、 0.015m <sup>3</sup> 容器)
汚泥、廃プラスチック類、金属くず 以上3種類	9.0 m <sup>2</sup>	2.6 m (屋内)	15.6 m <sup>3</sup> (鉄製コンテナ)
廃プラスチック類 以上1種類	4.5 m <sup>2</sup>	3.5 m (屋内)	8.1 m <sup>3</sup> (専用ラック)

(以下余白)



## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

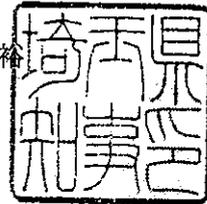
優良

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社  
代表取締役 松田 芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 5年10月31日

許可の有効年月日 令和 9年 6月30日

複写禁止

## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類  
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、  
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、感染性産業廃棄物、  
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、  
廃水銀等、燃え殻（※）、廃油（※）、汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※）  
以上13種類
- (3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類  
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、  
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、廃水銀等、廃油（※）、汚泥（※）、  
廃酸（※）、廃アルカリ（※） 以上8種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面別記1のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
施設等の所在地

埼玉県狭山市広瀬台二丁目16番1、16番18、16番19 以上3筆（面積5,611.92m<sup>2</sup>）  
保管施設の概要は3頁別記2のとおり。

## 3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2.に掲げる場所及び施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 5年 7月 1日	指令産対第349号	新規許可
平成30年 6月26日	指令産廃第249-1号	変更許可（保管施設の追加、保管面積拡大及び保管高さの増大）
令和 2年 7月 1日	指令西環第2-1号	更新許可（優良認定）
令和 3年 2月24日	指令産廃第1126-1号	変更許可（「取り扱える」品目1種類で3有害物質の追加）
令和 5年10月31日	指令産廃第715-1号	変更許可（「取り扱える」品目1種類で4有害物質の追加）

## 5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「-」は扱えないものを示す。)

有害物質	廃棄物名 指定下水 汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	●	●	●
カドミウム又はその化合物	-	-	-	-	-	●	●	●
鉛又はその化合物	-	-	-	-	-	●	●	●
有機燐化合物	-	-	-	-	-	●	●	●
六価クロム化合物	-	-	-	-	-	●	●	●
砒素又はその化合物	-	-	-	○	-	●	●	●
シアン化合物	-	-	-	-	-	●	●	●
ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	-	-	-	●	○	-	-
テトラクロロエチレン	-	-	-	-	●	-	-	-
ジクロロメタン	-	-	-	-	●	○	-	○
四塩化炭素	-	-	-	-	●	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	●	○	-	○
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	●	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	●	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	●	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	●	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	●	-	-	-
チウラム	-	-	-	-	-	●	-	-
シマジン	-	-	-	-	-	●	-	-
チオベンカルブ	-	-	-	-	-	●	-	-
ベンゼン	-	-	-	-	●	○	-	○
セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	●	●	●
1,4-ジオキサン	-	-	-	-	●	●	●	●
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-	-



別記2

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)、廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。) 以上2種類	24.0m <sup>2</sup>	3.5m (屋内)	38.8m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、20Lポリ容器、1050Lケージタンク、0.05m <sup>3</sup> 段ボール箱)
廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)、廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。) 以上2種類	24.0m <sup>2</sup>	3.5m (屋内)	38.8m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、20Lポリ容器、1050Lケージタンク、0.05m <sup>3</sup> 段ボール箱)
廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)、廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物に限る。) 以上2種類	—	— (屋外)	20.0m <sup>3</sup> (10m <sup>3</sup> タンク×2基)
汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。) 以上1種類	21.8m <sup>2</sup>	3.7m (屋内)	41.5m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、1m <sup>3</sup> フレコンバック、20Lペール缶、0.05m <sup>3</sup> 段ボール箱)
廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。) 以上2種類	45.0m <sup>2</sup>	2.3m (屋内)	20.3m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、18L缶、1050Lケージタンク)
廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。) 以上2種類 (いずれも酸、アルカリを含む蓄電池に限る。)	6.0m <sup>2</sup>	3.5m (屋内)	10.5m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、1m <sup>3</sup> フレコンバック、20Lペール缶、0.05m <sup>3</sup> 段ボール箱)
廃水銀等 以上1種類	2.3m <sup>2</sup>	3.5m (屋内)	1.3m <sup>3</sup> (200Lドラム缶、20Lペール缶、20Lポリ容器、40Lポリ容器)

(以下余白)

目録

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
氏名 松田産業株式会社  
代表取締役 松田 芳明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年 3月26日

許可の有効年月日 令和 8年 6月30日

複写禁止

## 1. 事業の範囲

## 中間処理

## 【事業場①】

中和・高温酸化：廃酸、廃アルカリ 以上2種類

中和：廃酸、廃アルカリ 以上2種類

脱水：汚泥 以上1種類

## 【事業場②】

破碎：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類

圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、金属くず 以上3種類（いずれも再生利用可能なものに限る。）

## 【事業場③】

切断分離：汚泥、廃プラスチック類、金属くず 以上3種類（いずれも廃リチウムイオンバッテリーに限る。）

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## 施設等の所在地

【事業場①】埼玉県入間市大字狭山ヶ原字松原189番1、189番2、190番1、190番2、190番3、191番1、191番5、214番1、215番1、215番2、216番1、216番3、宮寺字宮ノ台4024番1、4025番1  
以上14筆（面積9,549.80㎡）【事業場②】埼玉県入間市狭山台三丁目5番6、5番7、5番8、5番9、5番10、5番11、5番12  
以上7筆（面積10,936.77㎡）【事業場③】埼玉県狭山市広瀬台二丁目16番1、16番18、16番19  
以上3筆（面積5,611.92㎡）

処理施設及び保管施設の概要は2頁から5頁のとおり。

## 3. 許可の条件

(1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。

(2) 中間処理は、2頁から3頁に掲げる処理施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成30年3月11日	指令西環第3-235号	新規許可
平成30年6月26日	指令産廃第247-1号	変更許可（事業場③及び切断の追加）
令和元年7月2日	指令西環第3-2号	更新許可（優良認定）
令和3年3月26日	指令産廃第1308-1号	変更許可（切断から切断分離への変更）
令和6年2月27日	—	変更届（保管面積の縮小及び保管高さの減少）

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種別及び能力等  
【事業場①】

複写禁止

施設の種別	処理能力	産業廃棄物の種別	設置年月日 許可年月日 許可番号
中和・高温酸化施設	48.00m <sup>3</sup> /日 (24時間)	廃酸、廃アルカリ 以上2種類	平成5年7月1日 — —
中和施設	48.00m <sup>3</sup> /日 (8時間)	廃酸、廃アルカリ 以上2種類	平成8年12月13日 — —
脱水施設	10.00m <sup>3</sup> /日 (8時間)	汚泥 以上1種類	平成5年7月1日 — —

【事業場②】

施設の種別	処理能力	産業廃棄物の種別	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	2.50t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類	平成5年7月1日 — —
	0.60t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	
	4.80t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
	1.36t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
破砕施設	2.50t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類	平成5年7月1日 — —
	0.60t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	
	4.80t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
	1.36t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
破砕施設	4.80t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類	令和元年12月26日 — —
	4.20t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	
	31.50t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
	29.40t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	

埼  
知

【事業場②】 続き

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	5. 50t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類	平成17年9月16日 — —
	4. 80t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	
	35. 60t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
	33. 30t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
破砕施設	1. 60t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	平成17年9月16日 — —
破砕施設	0. 80t/日 (8時間)	金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上2種類	平成17年9月16日 — —
	0. 80t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	0. 80t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
圧縮梱包施設	1. 20t/日 (8時間)	廃プラスチック類(再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	平成17年9月16日 — —
	58. 80t/日 (8時間)	金属くず(再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	
	7. 20t/日 (8時間)	紙くず(再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	

【事業場③】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
切断分離施設	1. 88t/日 (12時間)	汚泥、廃プラスチック類、金属くず 以上3種類(いずれも廃リチウムイオンバッテリーに限る。)	令和3年3月26日 — —

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃酸 以上1種類	19.9m <sup>2</sup>	5.0m(屋内) (30m <sup>3</sup> タンク×3基)
廃酸 以上1種類	4.4m <sup>2</sup>	2.7m(屋内) (10m <sup>3</sup> タンク×1基)
汚泥 以上1種類	5.4m <sup>2</sup>	1.5m(屋内) (1m <sup>3</sup> コンテナ×4個)
廃酸 以上1種類	11.5m <sup>2</sup>	9.1m(屋外) (100m <sup>3</sup> タンク×1基)

【事業場①】 続き

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃アルカリ 以上1種類	11.5㎡	9.1m (屋外) (100㎡タンク×1基)
廃アルカリ 以上1種類	5.0㎡	5.2m (屋外) (25㎡タンク×1基)
廃アルカリ 以上1種類	4.6㎡	2.3m (屋内)
廃酸 以上1種類	7.4㎡	2.3m (屋内)
廃酸、廃アルカリ 以上2種類	11.5㎡	9.1m (屋外) (100㎡タンク×1基)
廃酸、廃アルカリ 以上2種類	5.0㎡	5.2m (屋外) (25㎡タンク×1基)
廃酸 以上1種類	5.0㎡	5.2m (屋外) (25㎡タンク×1基)
廃酸、廃アルカリ 以上2種類	2.6㎡	4.8m (屋外) (12㎡タンク×1基)

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類 以上1種類	13.7㎡	2.4m (屋外) (1.0㎡フレコンバッグ 0.9㎡フレコンバッグ 0.7㎡フレコンバッグ)
金属くず 以上1種類	13.2㎡	2.7m (屋外) (1.0㎡鉄製網コンテナ 1.2㎡フレコンバッグ 0.7㎡フレコンバッグ)
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	6.0㎡	2.7m (屋内) (1.0㎡鉄製網コンテナ 1.2㎡フレコンバッグ 1.0㎡フレコンバッグ 0.9㎡フレコンバッグ 0.7㎡フレコンバッグ)
紙くず (再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	3.5㎡	2.7m (屋外) (1.0㎡鉄製網コンテナ 0.9㎡フレコンバッグ 0.7㎡フレコンバッグ)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上3種類	15.9㎡	2.7m (屋内) (1.0㎡鉄製網コンテナ 1.2㎡フレコンバッグ 1.0㎡フレコンバッグ 0.9㎡フレコンバッグ 0.7㎡フレコンバッグ)

埼  
央

【事業場②】 続き

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類	5.3㎡	1.8m（屋内） 1.0㎡鉄製網コンテナ 0.18㎡トランクケース 0.15㎡トランクケース

【事業場③】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥、廃プラスチック類、金属くず 以上3種類（いずれも廃リチウムイオンバッテリーに限る。）	6.8㎡	3.5m（屋内） 〔200Lドラム缶×12個〕 〔0.015㎡容器×70個〕
汚泥、廃プラスチック類、金属くず 以上3種類（いずれも廃リチウムイオンバッテリーに限る。）	10.1㎡	1.3m（屋内） 〔専用ラック×1個〕

(以下余白)



# 特別管理産業廃棄物処分業許可証

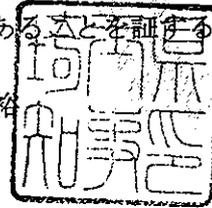


住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社  
代表取締役 松田 芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 2年 7月 1日

許可の有効年月日 令和 9年 6月30日

複写禁止

## 1. 事業の範囲

### 中間処理

- 中和・脱水：廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、  
廃酸（※）、廃アルカリ（※） 以上4種類
- 脱水：汚泥（※） 以上1種類
- 中和・高温酸化：廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、廃酸（※）、廃アルカリ（※）  
以上3種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面別記1のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

### 施設等の所在地

埼玉県入間市大字狭山ヶ原字松原189番1、189番2、190番1、190番2、190番3、  
191番1、191番5、214番1、215番1、215番2、216番1、216番3、  
大字宮寺字宮ノ台4024番1及び4025番1 以上14筆（面積9,549.80㎡）  
処理施設及び保管施設の概要は2頁から3頁の別記2のとおり。

## 3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、2頁に掲げる処理施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成5年7月1日	指令廃対第350号	新規許可
平成18年5月8日	指令廃指第93-1号	変更許可（中和・高温酸化の追加）
平成26年6月12日	指令産廃第93-1号	変更許可（品目2種類で1有害物質の追加）
令和2年7月1日	指令西環第4-1号	更新許可（優良認定）
令和4年4月7日	-	変更届（保管施設の追加）

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

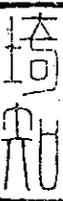
特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は扱うことができるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
五下ミウム又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
鉛又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
有機燐化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
砒素又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
シアン化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル		-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン		-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素		-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン		-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム		-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン		-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ		-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン		-	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
1,4-ジオキサン		-	-	-	-	-	-	○	○
ダイオキシン類		-	-	-	-	-	-	-	-

別記2

処理施設の種別及び能力等

施設の種別	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
中和施設	48.00m <sup>3</sup> /日 (24m <sup>3</sup> /日×2) (8時間)	廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)、廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。) 以上4種類	平成14年 8月 9日 — —
脱水施設	16.00m <sup>3</sup> /日 (8時間)	廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)、汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。) 以上5種類	平成 5年 7月 1日 平成 4年 7月 4日 旧2-2
中和・高温酸化施設	29.50m <sup>3</sup> /日 (24時間)	廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)、廃酸 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、廃アルカリ (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。) 以上3種類	平成18年 5月 8日 — —



保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃酸 (pH2.0以下のものに限定。) 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上2種類	9.5㎡	1.9m (屋内) (6m <sup>3</sup> タンク×3基)
廃酸 (pH2.0以下のものに限定。) 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上2種類	3.2㎡	2.8m (屋内) (6m <sup>3</sup> タンク×1基)
廃酸 (pH2.0以下のものに限定。) 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上2種類	5.2㎡	8.0m (屋内) (20m <sup>3</sup> タンク×2基)
廃酸 (pH2.0以下のものに限定。) 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上2種類	18.8㎡	4.1m (屋内) (20m <sup>3</sup> タンク×3基)
廃酸 (pH2.0以下のものに限定。) 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上2種類	3.2㎡	4.1m (屋内) (10m <sup>3</sup> タンク×1基)
廃酸 (pH2.0以下のものに限定。) 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上2種類	2.6㎡	2.7m (屋内) (5m <sup>3</sup> タンク×1基)
廃酸 (pH2.0以下のものに限定。) 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上2種類	6.3㎡	4.1m (屋内) (20m <sup>3</sup> タンク×1基)
汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上1種類	5.4㎡	1.5m (屋内) (1m <sup>3</sup> コンテナ×4個)
廃酸 (pH2.0以下のものに限定。) 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上2種類	12.4㎡	3.3m (屋外) (20m <sup>3</sup> タンク×2基)
廃酸 (pH2.0以下のものに限定。) 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上2種類	25.5㎡	3.2m (屋内) (10m <sup>3</sup> タンク×6基)
廃アルカリ (pH12.5以上のものに限定。) 廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上2種類	25.5㎡	3.2m (屋内) (10m <sup>3</sup> タンク×6基)
廃アルカリ (pH12.5以上のものに限定。) 廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上2種類	13.2㎡	3.5m (屋内) (10m <sup>3</sup> タンク×3基)
廃酸 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限定。) 以上1種類	2.6㎡	4.8m (屋外) (12m <sup>3</sup> タンク×1基)
廃アルカリ (pH12.5以上のものに限定。) 廃アルカリ (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限定。) 以上2種類	5.0㎡	5.2m (屋外) (25m <sup>3</sup> タンク×1基)
廃アルカリ (pH12.5以上のものに限定。) 廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上2種類	4.6㎡	2.3m (屋内)
廃酸 (pH2.0以下のものに限定。) 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上2種類	13.8㎡	2.3m (屋内)
廃酸 (pH2.0以下のものに限定。) 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限定。) 以上2種類	17.3㎡	2.3m (屋内)
廃酸、廃アルカリ 以上2種類	11.5㎡	9.1m (屋外) (100m <sup>3</sup> タンク×1基)
廃酸、廃アルカリ 以上2種類	5.0㎡	5.2m (屋外) (25m <sup>3</sup> タンク×1基)
廃酸、廃アルカリ 以上2種類	2.6㎡	4.8m (屋外) (12m <sup>3</sup> タンク×1基)

(以下余白)